

飼料用輸入麦の特別売買契約の見積合せに買受けを目的として参加する者に必要な資格を取得するための申請書の記載要領（需要者用）

令和 5 年 12 月 21 日
農林水産省農産局長

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで実施する飼料用輸入麦の特別売買契約の見積合せに買受けを目的として参加する者に必要な資格を取得するための申請を行う場合は、この記載要領に従い、飼料用特別売買麦買受資格審査申請書、その他審査に必要な書類を提出してください。

1 提出書類（提出部数各 1 部）

申請に当たっては、飼料用特別売買麦買受資格審査申請書（様式 4 - II - 2）のほか、次に掲げる書類を提出してください。

- (1) 製造工場承認書
- (2) 財務諸表（貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書）
- (3) 納税証明書
- (4) その他審査に必要と認めた書類

2 提出書類の記入方法についての注意事項

- (1) 提出書類に使用する言語は日本語を用い、楷書で明瞭に記入してください。
なお、ゴム印を使用できる箇所は使用可とします。
- (2) 記入事項の基準日は令和 6 年 1 月 1 日とします。

3 買受資格承認申請書の作成方法

飼料用特別売買麦買受資格審査申請書（様式 4 - II - 2）

買受資格審査申請書(様式 4 - II - 2)は以下の点に留意し作成してください。

- (1) 代表者は、本社（所）の代表者とすること。

(2) 直近1か年における飼料の取扱実績欄は、販売数量合計を記入すること。

4 添付書類の作成方法

製造工場承認書

所有する工場のうち、麦について税関に承認された工場の製造工場承認書を添付すること。

財務諸表 ※

基準日の直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書を添付すること。

納税証明書 ※

審査実施年度内に発行された国税通則法施行規則（昭和37年4月2日付大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3、その3の2又はその3の3であって、「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額がないことを証明する税務官署が発行する証明書。

その他審査に必要と認めた書類

必要に応じて追加の資料を求める。

※ 財務諸表及び納税証明書については、申請と同一年度において政府所有米穀又は食糧用輸入麦の買受資格審査のために農林水産省農産局長に既に提出している場合は、その旨を別添のチェックリストに記載することで添付を省略することができる。

5 契約の範囲

この申請によって有資格者となった場合に参加できる売買契約の範囲は、基本要領第4章のⅡ第1の1に定める飼料用特別売買麦の買受けに係るもののほか、基本要領第3章のⅡ第1に定める飼料用輸入麦の買受けに係るものとします。

6 申請書提出後の注意事項

申請書提出後において、次の(1)から(5)までに掲げる事項について変更があっ

た場合には、速やかに受付場所に連絡の上、その指示を受けるものとします。

- (1) 住所
- (2) 商号又は名称及び電話番号
- (3) 代表者氏名
- (4) 営業所の名称、所在地及び電話番号
- (5) その他経営の状況等

申請書類チェックリスト（需要者用）

申請者 チェック欄	様式	申請書類	提出 部数	備考欄
<input type="checkbox"/>	様式4-Ⅱ-2	飼料用特別売買受資格審査申請書	1部	—
<input type="checkbox"/>	—	製造工場承認書	1部	—
<input type="checkbox"/>	—	財務諸表（貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書）	1部	
<input type="checkbox"/>	—	納税証明書	1部	

- 注：1 財務諸表及び納税証明書については、申請と同一年度において政府所有米穀又は食糧用麦の買受資格審査のために農産局長に既に提出している場合は、その旨を備考欄に記載願います。
- 2 その他審査に必要と認めた場合は、農林水産省から追加の資料を求める場合があります。